

精神障害者保健福祉手帳のあらまし

平成29年4月 作成

発行元 山鹿市役所 福祉援護課 障がい福祉係
☎43-0052

精神障害者保健福祉手帳制度は、精神障がい者の方に対して交付を行っている福祉手帳です。一貫した指導、相談を行うとともに、各種の福祉サービスを受けやすくするために利用されています。

「精神障がい」とは、精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象となります。(知的障がいを除きます。)

等級は、1級・2級・3級の3等級です。有効期限は2年間です。

◇ 精神障害者保健福祉手帳の手続き ◇

新規交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）または年金証書、振込通知書 ※交付申請時には顔写真が必要です（4cm×3cm 脱帽の上半身、ボラロイド不可） 	
再交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手帳をなくした場合 ・ 手帳の記載欄に余白がなくなった場合 ・ 手帳を破損した場合 ※再交付申請時には顔写真が必要です（4cm×3cm 脱帽の上半身、ボラロイド不可） 	
更新申請	精神障害者保健福祉手帳には「 <u>有効期限</u> 」が記載されています。有効期限の3か月前から、更新できます。（期限が過ぎても2年間は更新可能です。）	
	障害年金証書等で申請	① 障害年金証書の写し ② 最新の振込通知書 ③ 印鑑 ④ 精神障害者保健福祉手帳
	診断書で申請	① 診断書（精神障害者保健福祉手帳用） ② 印鑑 ③ 精神障害者保健福祉手帳
記載事項の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の氏名もしくは住所に変更があった場合 	
返還	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手帳の交付を受けた人が交付対象者に該当しなくなった場合 ・ 手帳の交付を受けた人が死亡した場合 ・ 手帳を必要としなくなった場合 ・ 他県へ転出後、その県の手帳の交付を受けた場合 	
※ 新規交付、更新には約2か月かかります。		

◇ 福祉サービス ◇

サービスの種類	内 容		お問い合わせ先	
自立支援介護 訓練等給付	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護（ホームヘルプサービス） 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います ● 就労移行支援 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います ● 就労継続支援 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います 		障害支援区分の申請後、調査を受けて、区分が決定された後、利用開始となります	
税の控除	障害者控除	特別障害者控除		
	所得税	納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族のうちに精神障がい者（手帳2～3級）がいるときは、その障がい者1人につき27万円が所得金額から控除されます	納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族のうちに精神障がい者（手帳1級）がいるときは、その障がい者1人につき40万円が所得金額から控除されます	山鹿税務署 ☎44-2181
	市・県民税	納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族のうちに精神障がい者（手帳2～3級）がいるときは、その障がい者1人につき26万円が所得金額から控除されます	納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族のうちに精神障がい者（手帳1級）がいるときは、その障がい者1人につき30万円が所得金額から控除されます	山鹿市役所 税務課 ☎43-1120
自動車取得税等の減免	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車取得税・自動車税・軽自動車税 ※精神障害者保健福祉手帳1級かつ手帳が有効期間内であること。 		①自動車税・取得税 熊本県北広域本部 課税課 ☎0968- 25-4124 (菊池市隈府 1272-10)	
	①自動車税 ②軽自動車税 ※障害者1人につき1台まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 手帳所持者が取得（所有）する自動車を手帳所持者本人が運転する自動車。 2 手帳所持者または生計を一にする者（同居）が取得（所有）し、手帳所持者の通学、通院、通所、生業のため生計を一にする者（同居）が運転する自動車。 3 手帳所持者だけで構成される世帯で手帳所持者が取得（所有）する自動車を常時介護する方（別居可）が手帳所持者の通学、通院、通所、生業のために運転する自動車。 	②軽自動車税 山鹿市役所 税務課 ☎43-1120	
重度心身障害者の医療費の助成	<p>重度の心身障がいをもった人が医療を受けた場合に、一部負担金から、下記の自己負担額を差し引いた額を助成します</p> <p style="text-align: center;">ひとつの医療機関について…外来 月額 1,020円 入院 月額 2,040円</p> <p style="text-align: center;">※対象となる人…精神障害者保健福祉手帳 1級</p>		山鹿市役所 1階 福祉援護課 障がい福祉係 ☎43-0052	

サービスの種類	内 容		お問い合わせ先
電 携 話 帯	各種割引あり 精神障害者保健福祉手帳交付者本人1回線 ※ 契約時手帳の掲示を		各携帯電話のショップにお問い合わせください
利用の 割引	1級所有者 …本人・介護者（1名）全額免除 2～3級所有者 …本人のみ全額免除 ※一部適用にならないものがあります		各県立施設
公共料金の割引	バス電車 運賃	対象 ・・・写真が貼付された手帳をお持ちの方（本人のみ） 料金 ・・・運賃の半額（10円単位に四捨五入） 適用されるバス・電車 ○ 産交バス ○ 熊本市営バス・電車 ○ 熊本バス ○ 熊本電鉄バス・電車 ○ 熊本都市バス 利用方法 ・・・ 運賃支払いの際に、手帳の写真が貼付されたページを開いて、乗務員に呈示してください。バス共通カードをご利用になる場合は、運賃支払いの際に、事前に乗務員に申し出てください。 利用範囲 ・・・熊本県内。詳しくは各バス会社へお問い合わせください。	熊本県障がい者支援総室 096-333-2234 産交バス 096-325-0100 熊本市営バス電車 096-361-5263 熊本バス 096-370-8215 熊本電鉄バス電車 096-343-3023 熊本都市バス 096-312-5077
	NHK 放送 受信料	精神保健福祉手帳をお持ちの方を世帯構成員に有し、世帯構成員全員が市県民税非課税の場合 精神保健福祉手帳 1級 をお持ちの方が世帯主の場合	全額免除 半額免除 山鹿市役所 福祉援護課 障がい福祉係 43-0052 又は各市民センター 鹿北 32-3111 菊鹿 48-3111 鹿本 46-3111 鹿央 36-3111
日中一時支援	日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族等の一時的な介護負担の軽減を図るサービスです。	自己負担 があります	精神保健福祉手帳 所持者
障害者外出支援 タクシー利用 助成事業	家族による移動および路線バス等の利用が困難なことにより外出の支援が筆応な方で ・住民税非課税世帯に属する方 ・施設入所者、および医療機関に入院していない方	ひと月あたり400円チケット4枚を翌年3月まで	精神保健福祉手帳 1級 所持者
自動車運転 免許取得・ 改造助成事業	免許取得及び自動車改造により社会参加が見込まれる方		精神保健福祉手帳 所持者
後期高齢者 医療制度	65歳から74歳までの障がいの等級が1級、2級の方は、後期高齢者医療制度に加入申請をすることができます。（ただし、熊本県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方のみです。） 加入（障がいの認定の申請）は任意です。いつでも申請することができ、いつでも撤回することができます。		詳しくは山鹿市役所 国保年金課 （後期医療年金係） ☎43-1576 または各市民センターへ

各種手当・年金

種 類	支 給 対 象 者	支 給 月 額	問 い 合 わ せ
障害基礎年金	納付要件を満たした者で、身体又は知的・精神に一定の障がいの程度を有する者 <u>※老齢基礎年金を受給されている方は受給できません。</u>	等級によって年金が変わります。 精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なります。	・国保年金課 (後期医療年金係) (山鹿市役所1階) ☎43-1576 社会保険事務所 社会保険事務局
障害厚生年金	雇用労働者で身体又は知的・精神に重度又は中度の障がいを受けた者	年金額は、社会保険事務所等へご確認下さい	社会保険事務所 社会保険事務局
特別児童扶養手当	20歳未満で、身体又は知的・精神に中度以上の障がいを持つ児童を養育している父か母、又は父母に代わって養育している者 ※所得制限あり	1級 ：一人につき 月額 51,450円 2級 ：一人につき 月額 34,270円	・福祉援護課 障がい福祉係 ・各市民センター ・地域振興局福祉課
児童扶養手当	ひとり親家庭等で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で中度以上の障がいにある児童を養育している者 父または母が重度の障がい者である家庭においても同様に手当が支給される ※ 所得制限あり ※ 父または母の公的年金の加算対象 児童となっている者を除く	児童1人の場合 ： ・全部支給 42,290円 ・一部支給 42,290円～ 9,980円 ・第2子加算額 5,000円 ・第3子以降加算額 一人 3,000円	・福祉援護課 児童家庭係 (山鹿市役所1階) ☎43-0052 ・各市民センター 鹿北：32-3111 菊鹿：48-3111 鹿本：46-3111 鹿央：36-3111
特別障害者手当	身体又は知的・精神に著しく重度の障がいを有するため、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の者 ※所得制限あり	一人につき 月額 26,810円	・福祉援護課 障がい福祉係 ・各市民センター
障害児福祉手当	身体又は知的・精神に重度の障がいを有するため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の者 ※所得制限あり	一人につき 月額 14,580円	・福祉援護課 障がい福祉係 ・各市民センター

障がい者等用駐車場利用証 (ハートフルパス)	精神障害者保健福祉手帳の等級1級の方 他、障がい者以外の方も対象となる場合があります	申請先 ・熊本県庁 ・山鹿保健所
---------------------------	---	------------------------